

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成 20 年 11 月 12 日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
富士屋船越店  
静岡市清水区船越南町 8 0 5 - 1 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
大石 昌一  
静岡市清水区船越町 3 8 番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,096 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
990 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日  
平成 20 年 10 月 22 日
- 6 届出年月日  
平成 20 年 11 月 6 日